

議員発案第 3 号

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の  
存続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「地域間格差を拡大する地方  
移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」を提出するものとする。

平成20年9月29日 提出

提 出 者 三条市議会議員 横 山 一 雄

賛 成 者 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 原 茂 之

同 三条市議会議員 田 中 寿

## 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の 地方出先機関の存続を求める意見書

政府は、「国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため」として平成18年12月に地方分権改革推進法を成立させ、翌年4月に地方分権改革推進委員会を設置した。

地方分権改革推進委員会は、国の権限の地方移譲について、5月28日に第1次勧告を公表し、国土交通省の業務にかかわる課題では、直轄国道については「一つの都道府県内で完結」、「バイパスの旧道」、「県庁所在地など大都市間を結ぶ幹線道路以外」等に該当する路線の整備・管理権限、直轄河川については「一つの都道府県内53水系と府県境をわずかに超える12水系」の管理権限について、都道府県に移譲するよう勧告した。今後、平成20年秋に第2次勧告、平成21年春に第3次勧告を行い、平成21年秋の臨時国会で新地方分権一括法案を提出するとしているが、これまでの勧告の中では地方移譲の財源については具体的な方策を示していない。

平成16年度から実行された三位一体改革では、財源を地方に移譲すると方針を示しておきながら、実際には地方では約6兆円もの財源不足に陥っている。このことから、現在の地方分権でも同様に財源が確保されないことを危惧している。

このような地方分権を推進することは、国の責任を放棄し、地方自治体へ押しつけることとなり、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、公平・公正な行政サービスを脅かすこととなる。

北陸地方は、平成16年の新潟・福島水害、中越大震災、平成19年の中越沖地震などにより大規模な被害が発生し、甚大な被害が生じている。地域住民は大規模災害を経験し、防災対策の充実など安全で安心な生活を確保するための公共事業に大きな期待を寄せている。

これまで、重要な河川や道路の整備、維持管理は国が行う中で、一定の水準を保ってきた。今後財源が保障されない地方分権が進む中で、地域間格差が拡大し、特に地方部で住民の安全で安心な生活が確保されないことが予想される。

公共事業の実施により、すべての地域住民に安全・安心で平等・公平なサービスを提供するためには、これまでと同様に国の責任において防災や生活関連の整備、維持管理を行うことが必要である。

これまで北陸地方整備局と付随する事務所、出張所は、三条市に関連する信濃川、国道8号、289号など重要な河川や道路の整備、維持管理を水系一貫管理や道路ネットワークの構築として実施してきた。さらに、信濃川水系中之口川の直轄編入による防災対策が期待される場所である。そのため、関連する国土交通省北陸地方整備局及び事業を管轄する新潟国道事務所、信濃川下流河川事務所、信濃川河川事務所、長岡国道事務所、北陸技術事務所のほ

か、信濃川下流河川事務所三条出張所を始めとする各出張所を存続する必要がある。

よって、政府及び関係機関におかれては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差を拡大することとなる直轄事業の地方移譲は行わないこと。
- 2 三条市において重要な河川である信濃川及び産業基盤を支える一般国道8号の直轄管理を継続するとともに、中之口川を直轄管理とするほか、国土交通省北陸地方整備局並びに各事業を管轄する新潟国道事務所、信濃川下流河川事務所、信濃川河川事務所、長岡国道事務所、北陸技術事務所及び三条出張所など各事務所に付随する出張所を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月30日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣  
行政改革担当大臣 地方分権改革推進委員会委員長 北陸地方整備局長